\bigcirc 経文内 済部 産科閣 業学 省省府、 国厚総 土生 一 交労務 通働 省省省、、、、 環農財 林 境水務 産 省省省、、 告示 第 几

対 内 直 接 投 資 等 に 関 す る 命 令 昭 和 五. + 五 年 建運厚総 設輸生理 郵農大 林 政水蔵 産 労通文 商 働産部 業 省省省、、、、、 令 第 号)

第三

 \mathcal{O} 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 対 内 直 接 投 資 等 に 関 す る 命 令 第 \equiv 条 0 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 財 務 大

臣 及 び 事 業 所管 大 臣 が 定 \Diamond る 業 種 を 定 \Diamond る 件 令 和 年 兀 月 経文内 済 部 産科閣 業省、 国厚総 土生 · 一 一 一 一 一 形 務 通 働 省省、 環農財 林境水務 産 省省、

告 示 第 匹 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う K 改 正 す る

令 和 五. 年 兀 月二 + 兀 日

内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄

総 務 大 臣 松 本 剛 明

務 大 臣 鈴 木 俊

生 部 労 科 学 働 大 大 臣 臣 加 永 藤 出 勝 桂 信 子

厚

文

財

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

土 交 環 通 境 大 大 臣 臣 斉 西 村 藤 鉄 明 夫 宏

玉

表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ る

次

 \mathcal{O}

傍 規 線 定 を \mathcal{O} 付 傍 線 L た を 規 付 定 L た 以 部 下 分 \mathcal{O} ように 対 象 規 改 定 め、 と ** \ 改 う。 正 前 欄 は、 及 てバ そ 改 正 \bigcirc 標 後 記 欄 部 に 分 対 が 応 異 L な 7 る 掲 げ ŧ るそ \mathcal{O} は 改 \mathcal{O} 標 正 記 前 欄 部 分 に に二 撂 げ 重 る

対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 とし 7 移 動 Ļ 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に れ 12

対 応す Ś ŧ \mathcal{O} を 掲 げ 7 7 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 れ を加え る。

一 次に掲げる物の大分類E―製造業 一 本の他の非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む) 「四 本導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半 四 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半 四 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半	改正後
一 次に掲げる物の大分類E―製造業 一 次に掲げる物の大分類E―製造業 イ [同上] 「ハ〜ホ 同上] 「ハ〜ホ 同上] 「二〜七 同上] 「一〜ホ 同上] 「日〜ホ 同上] 「日〜ホ 同上] 「日〜ホ 同上] 「号を加える。」 「日上」 「月を加える。」	

十五 細分類一六二九―その他の無機化学工業製品製造業造用のヘリウム又は希ガスの製造業に限る。) 導体製造用のりん化合物又はふっ化水素酸の製造業に限る。 及び金属合金の製造業に限る。) 造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属 属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末 導体部素材 その部分品(クランクシャフトに限る。) に限る。) 大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。)及びディーゼルエンジン(二サイクルであり、かつ、連続最 るために特に設計した部分品、素材又は装置 用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用 車載用 (造工程においてその一部として用いられる物質をいう。 細分類一六二三―圧縮ガス・液化ガス製造業 トルを超えるものに限る。 主たる推進力を生み出すプロペラ(直径が千六百ミリメ 航行の安全の確保の用に供される航海用具(音響測深 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業 細分類二三九九―他に分類されない非鉄金属製造業(金 細分類二二九九— 略 (駆動用動力源としての用途に限る。) 又は定 (半導体の原料を加工した物であり、半導 他に分類されない鉄鋼業(金属の積層 (半導体製 す 刊 同 同 上 十二 [同上] [号を加える。] [号を加える。] [号を加える。] [号を加える。 [号を加える。

同上

金属及び金属合金の製造業に限る。)

[号を加える。]	源としての用途に限る。)又は定置用として用いられるリチ
[号を加える。]	てはプログラマブルロジックコントローラの製造業に限る。 又はプログラマブルロジックコントローラの製造業に限る。 金属工作機械等の製造又は補修の用に供される数値制御装置 三十一 細分類二九一四―配電盤・電力制御装置製造業(NC るサーボ機構の製造業に限る。)
[号を加える。]	造 細 分 類 二 N ニ ※ 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8
[号を加える。]	
[号を加える。])月こ共卒ルの宣巻引細分類二六九四―ロボ細分類二六七一―半導できる金属工作機械の
[号を加える。]	二十 細分類二六六一―金属工作機械製造業(数値制御を行う供される減速機の製造業に限る。) の製造又は補修の用に下「NC金属工作機械等」という。)の製造又は補修の用に主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット(以受を除く)(数値制御を行うことができる金属工作機械又は
[号を加える。]	短二五三一―動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ

ウムイオン蓄電 池の製造業に限る。)

造業に限る。 電動機、 細分類二九九九―その他の電気機械器具製造業 発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製刃類二九九九―その他の電気機械器具製造業(武器

略

三十五 略

和五十九年法律第八十六号)第九条の登録を受けるべき電 通信事業に限る。 以下のいずれかに該当する事業(電気通信事業法

[イ〜チ 略]

略

ット利用サポー 業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サー みソフトウェア業、 三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込 る細分類三九二一― ビス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供す ア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート 要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類 に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必 十七号まで、 第十二号、 第四十二号から第四十四号まで及び第四十七号 第十三号、 情報処理サービス業若しくはインター 細分類三九一三―パッケージソフトウェ 第十六号、 第三十四 号 から 第二 ネ

略

び細分類三九一三―パッケージソフトウェア業 ログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業及 NC金 属工作機械等を使用するために特に設計したプ -鉄道業 (武力攻撃事態等及び存立危機

[号を加える。

同 上

二十九 [同上] 同上

(昭

き電気通信事業に限る。 (昭和五十九年法律第八十六号)第九条の登録を受けるべ 以下のいずれかに該当する事業 (ただし、 電気通信事業

[イ〜チ 同上]

同上

処理サービス業若しくはインターネット利用サポー 類三九一三─パッケージソフトウェア業若しくは細分類四○ ット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一一 めに専ら用いるための情報処理サービス若しくはインター トウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細 に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフ に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特 及び第二十四号から第二十七号までに掲げるものに係る事業 第十号から第十二号まで、 第十七号から第二十号ま 分

二 十 三 同上

[号を加える。

二十四四 小分類四二 一—鉄道業 (ただし、武力攻撃事態等及び

る。)
号に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者に限時に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者に限確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第七事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の

備蓄業に係るものに限る。)四十三 細分類四七一一―倉庫業(冷蔵倉庫業を除く) (石油

| こまな。)| |四十四|| 細分類四七二一―冷蔵倉庫業【石油備蓄業に係るもの

る。) 一番分類五三三一―石油卸売業(天然ガスの卸売業に限四十五 細分類五三三一―石油卸売業(天然ガスの卸売業に限る。)

千トン以上のものに限る。) に掲げる物の年間輸入量がに掲げる肥料の輸入業(イ又はロに掲げる物の年間輸入量が四十六 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であってイ又はロ

、肥料の用途に係るものに限る。) - 塩化カリウム(純粋であるかないかを問わないものとし

ム)及びオルトりん酸二水素アンモニウム(りん酸一アンオルトりん酸水素二アンモニウム(りん酸二アンモニウ

れらの混合物(肥料の用途に係るものに限る。)モニウム)(純粋であるかないかを問わない。)並びにこ

11十七 [略]

備考 [略]

備考

表中の

の記

載は注記である。

業者に限る。)
二条第七号に規定する指定公共機関として指定された鉄道事の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民

| 十五 細分類四七一一―倉庫業(冷蔵倉庫業を除く) (ただ

し、石油備蓄業に係るものに限る。)

係るものに限る。) ――冷蔵倉庫業(ただし、石油備蓄業に一十六 細分類四七二一―冷蔵倉庫業(ただし、石油備蓄業に

[号を加える。]

[号を加える。]

二十七 [同上]

備考

同上

(適用期日則

この告示は、公布

 \mathcal{O}

日

か

5

適

用

す

る。

1

(経過措置)

2 臣 及 び \mathcal{O} 告 事 業 示 所 に 管 ょ る 大 改 臣 が 正 定 後 \Diamond \mathcal{O} 対 る 業 内 種 直 を定 接 投 資 \Diamond 等 る 件 に . 関 别 表 す る \mathcal{O} 規定 命 令 第三条 は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 告 第 示 三 \mathcal{O} 項 適 \mathcal{O} 用 規 \mathcal{O} 定 日 に か 基 5 起 づ 算 き、 L て三十 財 務 大

日 を 経 過 L た 日 以 後 に 行 う 外 国 為 替 及 び 外 玉 貿 易 法 昭 和二十 兀 年 法 律 第二 百二 + 八号) 第二十七

条 項 第 第 匹 号 項 に に 規 規 定 定 す す る特 る 対 定 内 組 直 合 接 等 投 が 資 行 等 う対 以 内 下 直 接 対 投 内 資 直 等 接 に 投 資 相 等」 当 す لح る ŧ 1 う。 \mathcal{O} 以 下 又 は 対 同 内 法 第二十 直 接 投 六 資 条 等 12 第 相

「する、 ₽ \mathcal{O} と 7) う。 に 0 **\ て、 そ れ ぞ れ 適 用 Ļ 同 日 前 に 行 0 た 対 内 直 接投資等又 は 対 内 直 接

投資等に相当するものについては、なお従前の例による。